

各道府県労働局
(愛知、大阪労働局を除く)
職業安定部長 殿
東京、愛知、大阪各労働局
需給調整事業部長 殿

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課長
(公 印 省 略)

労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可有効期間更新申請書における
添付書類の取扱いについて

労働者派遣事業及び職業紹介事業関係業務については、日頃から多大なるご尽力をいただき感謝申し上げます。

労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可有効期間更新申請書（以下「更新申請書」という。）における添付書類の取扱いを当面の間、下記のとおりとしますので、対応について遺漏なきようお願いいたします。

記

- 1 労働者派遣事業者及び職業紹介事業者（以下「労働者派遣事業者等」という。）から、新型コロナウイルス感染防止や新型コロナウイルスの影響により受講を予定していた派遣元責任者講習及び職業紹介責任者講習（以下「派遣元責任者講習等」という。）が中止又は延期となったことを理由として、更新申請書の提出期限までに派遣元責任者講習等を受講できない旨の相談があった場合は、以下の特例を設けることとするので、更新申請書を受理して差し支えない。

(1) 労働者派遣事業

許可基準において、許可の有効期間が満了する日前3年以内の受講日となっている受講証明書を添付することとなっているが、許可更新申請書を受理時には、直近の派遣元責任者講習に係る受講証明書を添付するとともに、許可有効期間の満了日までに派遣元責任者講習を受講することを約させること。

(2) 職業紹介事業

許可基準において、許可の有効期間の更新に係る申請の受理の日の前5年以内に修了受講証明書を添付することとなっているが、許可の基準を満たすか否かの判断は、許可の有効期間が満了するまでの日時点で判断することとするため、許可更新申請書を受理時には、直近の職業紹介責任者講習に係る受講証明書

を添付するとともに、許可有効期間の満了日までに職業紹介責任者講習を受講することを約させること。

- 2 1の取扱いを行うときは、労働者派遣事業者等に対して、直近の派遣元責任者講習等に係る受講証明書及び「許可有効期間の満了日までには、派遣元責任者講習等を受講し、受講証明書を提出する」旨を記載した書面の提出を求めるとともに、許可有効期間の満了日までに受講証明書を提出しない場合には許可有効期間を更新できないことを説明しておくこと。
- 3 2において、労働者派遣事業者等から、許可有効期間の満了日の1ヶ月前までに受講証明書が提出されない場合には、労働者派遣事業者等に対し受講の予定等の状況を確認のうえ、本省担当者あて連絡すること。

【担当者】	派遣・請負雇用管理係	半下石、藤林（内線 5320）
	職業紹介事業係	富岡、谷住（内線 5746）